

新富町は税金の滞納を許しません!!

～町税・国保税の滞納処分強化に取り組んでいます～



●滞納処分とは？

納期限内に税金を納めた方と、滞納している方との負担の公平性を図るため、**滞納者の財産を強制的に処分する法的手段**のことです。

●滞納すると・・・

①預金・給与・財産調査を行います。

調査や搜索は、滞納税額の多少、滞納期間に関わらず行います。勤務先への給与照会や預金調査などにより、**社会的信用を低下させる恐れがあります。**

②家宅搜索を行います。

滞納者宅を家宅搜索し、**財産を差押えてその後現金化**して滞納した税金に充当します。

搜索実施状況



(差押え物品例) 現金・証券・ゴルフセット・テレビ・DVDプレイヤー・ゲーム機等
※現金化できる可能性があるものは、すべて差押えの対象となります。
また、土地・家屋などの不動産も差押えの対象です。

【ご注意！】

納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が加算されます。たとえ、うっかり忘れていただいても加算されますので十分ご注意ください。そのような場合の延滞金の免除はできません。

【消費者金融から借入れがある方は】

税務課では、消費者金融からの借入れがあり納税が困難になっているケースについてのご相談も受け付けております。匿名でのご相談も可能ですので一度ご連絡ください。

お問合せ先・・・新富町役場税務課 収納係

☎33-6076